

議員発議案「監査請求に関する決議案」の三野康祐県議会議員の提案理由説明

提案者を代表して、発議案第2号、監査請求に関する決議案の提案趣旨を説明いたします。

特別監査を請求する事項は、平成19年度分及び平成20年度分国直轄事業負担金であります。

まず、お手元の決議案に書いているように、

国土交通省香川河川国道事務所の20億円の土地購入を伴う新築工事に係る経費の負担金支出についてです。

地方財政法12条には、「国の機関の設置、維持及び運営に要する経費」は、地方に負担させてはならない旨規定しています。さらに、地方自治法156条第4項には、「国の地方行政機関の設置及び運営に要する経費」は、国が負担しなければならないと規定されており、例外規定はなく、個別法によっても地方負担させることはできません。

にもかかわらず、国は道路法第50条、河川法第60条の条文「国道の新設又は改築に要する費用」「国道の維持、修繕その他の管理に要する費用」という抽象的な条文によって、「工事に付帯する現場工事事務所なので県に負担を求めることができる」と言って、地方に負担させるものと解釈していますが、このような国の解釈は到底納得できるものではありません。

本来、国直轄事業負担金の対象事業、経費については、少なくとも法律においては、負担させてはならない経費の大枠、または政省令で負担の範囲や基準があるべきですが、そのような規定がないことが問題であります。国の庁舎なのか、現場事務所なのかを区分けする明確な基準がありません。

区分けする明確な基準がない場合には、補助事業における補助基準や社会的常識で判断するのが、妥当ではないでしょうか。

社会的常識では、現場事務所は、プレハブや貸し事務所で、期限を切った臨時的なものを言うと考えます。

現場事務所なら、農林省の国直轄の土地改良事業のように賃貸で良く、土地まで購入する必要はありません。

したがって、この事務所の移転新築工事に係る経費は、県が負担すべき経費というのは県執行部が言うように不適切ではなく、不適正と考えています。

二点目は、新たに6月11日に、平成20年度分の国直轄事業負担金について、四国整備局から内訳明細書が提出されましたが、平成19年度及び平成20年度の土地取得費、建物購入費、新築工事費に係る負担金は、道路と河川の割合、新設改良と維持管理の負担区分が不明確であり、地方財政法に基づく負担と個別法に基づく負担を一緒くたに請求し、また、積算根拠についても不明確な点についてであります。このことは、人件費を含め業務取り扱い費全体についても同様であります。

特に、河川事業に関する平成20年4月1日の当初通知、平成20年10月16日及び平成21年1月27日の変更通知は、「地方財政法17条の2第2項の規定により、通知する」と

なっており、河川法の規定は記載されていません。しかし、それらの通知の中には、個別法に基づく維持管理費に係る負担金も入っています。平成19年度分についても同様であります。

平成19年度及び平成20年度の河川事業に係る負担金通知は、明らか地方財政法17条の2のみ根拠規定としており、維持管理費負担金を計上しているのは、違法であります。

また、河川、道路事業の負担金が新設改良に係る経費の負担金と維持管理に係る経費の負担金を一緒くたにして通知しています。

道路法及び河川法という法令には、1/3負担、45%負担という基準が定められている以上、どの部分が、1/3負担に該当するのか、45%の負担に該当するのか、さらに、どこの時点を基準に負担割合を決めているのか、明確でない以上、法令に基づいているかどうか疑問があります。

以上、平成19年度分及び平成20年度分の国直轄事業負担金の支出は、法令に明確な根拠を有するのかどうか不明確であり、予算の適正な執行にという点において重大な疑義があります。

先の私の一般質問の答弁を聞く限り、過年度分の負担金も解明について、県は、期限を切って、国に説明を求めています。

時間かせぎをするだけで、うやむやにする後向きの姿勢です。

今後の負担金の改善策を検討するにしても、過年度の負担金の解明をしなければ、できないはずで。

県執行部が、自らの権限を行使せず、他力本願の姿勢を取る以上、二元代表制の地方自治制度において、もう一方の住民の代表である我々県議会議員が、県民に対して、説明責任を果たさなければならないか。

50年間にも亘って、ブラックボックス化された支出であることから、今こそ、県議会の監視機能の役割を果たさなければなりません。

よって、ここに議会発議による特別監査を求めるものであります。

今回の国直轄事業負担金の問題、「地方分権」への障壁になる過去からの大きな問題です。この問題の抜本改革を果たせないようでは、地方分権は程遠いと考えます。

この問題の解明については、全会派が、本会議、委員会で求めていることから、全会派一致で、ご賛同をいただけるものと確信しております。

政治家は、議会で質問や意見を述べたことと、行動を一致させるべきと考えており、言動一致を信じて、提案理由の説明を終わります。